



「AKASHI ～証～」

年

まえがき

平成二十五年十月八日、全国初となる手話言語条例が、この鳥取県で制定されました。この日、鳥取県議会の傍聴席には、歴史的な瞬間に立ち会おうと、全国から百人近いろう者や関係者が集まりました。条例は全会一致で可決・成立し、議場は満面の笑顔と手話の「拍手」による静かな喝采がいつまでも止みませんでした。

「鳥取県手話言語条例」は、手話がろう者とう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とう者以外の者が互いに理解し、共生する社会を築くため制定されたものです。鳥取県教育委員会では、これまで、手話普及支援員を派遣した手話学習の推進や、手話ハンドブック（冊子・DVD）の配布、指文字・タペストリーの配布（小学校のみ）などの取組を行ってきました。皆さんも、手話ハンドブックを手に取り、「おはようございます」などの挨拶や自己紹介などを表現したことがあるのではないのでしょうか。

この学習教材には、鳥取県手話言語条例制定の翌年に鳥取県立鳥取聾学校中学部・高等部の生徒が発表した劇「AKASHI〜証〜」や参考資料を収めています。なぜ手話言語条例が制定されたのか、ろう者にとって手話とはどのような存在なのか、そして、共生社会の実現のためには何が必要なのか…、未来の創り手である皆さん一人ひとりが考え、互いに意見を交わし、具体的な一歩を踏み出してみましよう。

平成三十年三月

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

目次

国内における手話の歴史と鳥取県の動き	1
「AKASHI〜証〜」	2
学びのページ	13
「わあ、今」(「AKASHI〜証〜」テーマソング)	14
「鳥取県手話言語条例」	18
鳥取聾学校について	23

国内における手話の歴史と鳥取県の動き

西暦（和暦）	国内	鳥取県
一八七五（明治 八年）	京都の待賢小学校の教室で手話が使われていた記録がある	
一八七八（明治 一一年）	古河太四郎が日本初の聾学校である京都盲啞院を設立	遠藤葦が鳥取盲啞学校（今の鳥取聾学校）を設立
一九一〇（明治四三年）		
一九三三（昭和 八年）	鳩山文部大臣が聾教育での口話法推進の訓示↓事実上の手話教育禁止	
一九九三（平成 五年）	文部省の報告書で、聾学校において手話を活用すべきと記述	鳥取県将来ビジョンに「手話を言語文化」と明記
二〇〇八（平成二〇年）		鳥取県手話言語文化「と」
二〇〇九（平成二一年）		あいサポート運動をスタート
二〇一一（平成二三年）	障害者基本法改正 「言語（手話を含む）」と法律に明記	鳥取県手話言語条例制定（十月八日）
二〇一三（平成二五年）		鳥取県手話言語条例制定（十月八日）
二〇一四（平成二六年）	障害者の権利に関する条約に批准	
二〇一六（平成二八年）	障害者差別解消法施行	
二〇一七（平成二九年）		鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）施行（九月一日）



私立鳥取盲啞学校
校舎



「AKASHI〜証〜」

皆さんは、聾学校で手話の使用を禁じられた時代があったことを知っていますか。明治十三年、イタリアのミラノで開催された国際会議において、聾学校では読唇とくしんと発声訓練を中心とする口話法くわほうを教えることが決議されました。これを受けて日本でも口話法が用いられるようになり、昭和八年には、聾学校での手話の使用が事実上禁止されることになりました。

―昭和八年 全国盲啞*1せうあ学校長会 鳩山一郎文部大臣 訓示

*2ぞうじ「聾児にありましては、日本人たる以上、わが国語をできるだけ完全に語り、他人の言語を理解し、言語によって国民生活を営ましむる事が必要であります。よって全国各聾啞*3せうあ学校においては、聾児の口話教育に奮闘努力していただきたい。」

―昭和三十年 夏

休憩時間の高等部棟の階段下には手話が飛び交っていた。かずおとまつ、きよし、たいちの四人は、小学部の頃からずっと同じ教室で過ごしてきた同級生で、手話でたわいのない話をするのが、学校での唯一の楽しみだった。

(かずお) 「手話」 はあ、まだ三校時目だ。一日が長いよ。」

(まつ) 「手話」 しかも次は西山先生の授業よ。」

(きよし) 「手話」 西山先生、厳しいもんね。」

(たいち)「手話」君はいいさ、発音がきれいだからね。」

そこへ、昨年赴任^{ふにん}してきた女性の先生がやってきて声をかけた。

(高村先生)「手話」さあさあ、時間ですよ。早く教室にもどりなさい。」

高村先生は手話の使用を認めてくれる数少ない理解者だ。こつやって、こつそり会話する程度は黙認してくれるし、公の場でなければ、高村先生自身も手話で話してくれる。四人は足早に教室へ戻り、間もなく始まる辛い時間に備えた。

教室の戸が勢いよく音を立て、西山先生が現われた。空気は一瞬で冷たく変わり、四人の背筋が伸びる。まっは、普段よりも大きくはきはきとした声で、号令をかけた。

(西山先生)「今日から新しい物語に入る。教科書五十ページを開きなさい。」

四人は必死に西山先生の唇に注目し、何と言ったかを読み取る。読唇が苦手なかずおは、隣のまつの動きを横目で確かめながら、ようやく教科書を開いた。

(西山先生)「では…きよし。物語の作者と題名を言いなさい。」

きよしは顔をこわばらせ、急いで起立する。

(きよし)「はう。わへつしゃは、あぐたがわ…」

題名を言う間もなく、西山先生は手に持った棒を教卓に打ちつけた。きよしはビクッと小さく飛び上がった。

(西山先生)「何を言っているか分からん。こつは学校だぞ。はっきり話しなさい。」

(きよし)「はう。わへつしゃは、あぐたがわらぬひのすけ。だいらぬいほ、『らつちもと』です。」

(西山先生)「ごむ、いいだろう。座りなさい。」

きよしは胸をなでおろし、ふうっと息を吐いて着席した。

(西山先生)「では、まつ。第一段落を読みなさい。」

まつは「しまった」という表情で、恐る恐る起立した。

(まつ)「…たいいし…。」

困ったまつは、黒板の方を向いて板書している西山先生の目を盗み、隣のかずおに手話で尋ねた。

(まつ)「手話」ねえ、先生何て言った。」

かずおが手話で教えようとした瞬間、西山先生が振り返った。

(西山先生)「まつ、今、何をした。^{*44}手まねをしたな。」

まつは肩をすくめた。

(西山先生)「手まねは駄目だと言っているだろう。」

すると、かずおが静かに立って言った。

(かずお)「…ぼくがしました。…ぼくが、手まねをしました。」

(まつ)「かずお君…。」

西山先生はかずおに詰め寄り、一段と強い口調で言った。

(西山先生)「手まねは絶対に許さん。絶対に許さんぞ。」

にらみつけるかずおを横に、西山先生は教室を出て行った。



―休憩時間 教室

(まつ) () 「手話」かずお君、さっきはごめんね。」

(かずお) () 「手話」いいんだ。それよりひどいのは西山先生だ。僕たちは必死で唇を読み取ろうと頑張っているのに…。」

(まつ) () 「手話」口話、口話って、私たちの気持ちをちっとも分ろうとしてくれない…。」

(きよし) () 「手話」手話で思いっきり話すこの時間だけが、唯一の安らぎだよ。」

(たいち) () 「手話」手話で授業を受けられたら、どんなに幸せだろう。」

すると、まつが思いついたように教壇に立ち、大きな咳払いをして三人を見渡した。

(まつ) () 「手話」これから、国語の学習を始めます。」

かずおがまつを押しつけ、調子よく続ける。

(かずお) () 「手話」うむ、今日は新しい物語を勉強する。」

(たいち) () 「手話」この物語は、とっても楽しいですよ。」

(きよし) () 「手話」楽しくて、お腹がよじれますよ。」

四人はお腹をよじらせ、声をあげて笑った。その時、廊下を通る黒ぶち眼鏡の川田先生と目が合った。

(川田先生) () 「あなたたち、何をしているの。」

四人の顔から笑顔が消え、素早く両手を後ろに回した。

(川田先生) () 「手まねをしたわね。」

(まつ) () 「川田先生、ごめんなさい。」

間もなく、西山先生や高村先生も駆けつけてきた。

るんじゃないありません。これは、国が決めたことです。私たちは国から責務を任されています。国が決めた人間を育てる義務があるんです。」

(西山先生)「あなたのようないい考えでは、口話の世の中は成り立たない。国に逆らうのであれば、即刻教師を辞めたまえ。」

西山先生と川田先生が教室をあとにする。高村先生は肩を落として生徒たちに頭を下げた。

(高村先生)「手話」…みんな…、ごめんね…」

(生徒たち)「先生…。」

―数日後

生徒たちは、いつもの階段下に集まっていた。まつは、その手に嘆願書たんがんしよを持っている。数日前の一件をきっかけに、ついに生徒たちが立ち上がるうとしていた。

(かずお)「手話」いいか、みんな。今こそ僕らが心を一つにして闘う時だ。」

かずおはまつから嘆願書を受け取り、ゆっくりとその内容を読み上げた。

『われわれ生徒一同は、ただ一つを嘆願するものであります。われわれごらうあ者にとつて、手話は最も理解できる言葉であります。われわれらうあ者から手話を取り上げるとは、らうあ者であることを恥じよと申されることと同じであります。手話こそ、われわれの言葉。学校に手話を。』

嘆願書には、生徒たちの切実な思いが記されていた。また、嘆願書とあわせて、生徒たちは休憩時間や登下校の時間を使い、校内で署名活動を進めていた。嘆願書と署名を手に、四人は校長室へ向かった。

震える手を握って、かずおが校長室の戸をノックした。

(かずお)「失礼します。」

四人が入ると、校長先生は高村先生、西山先生、川田先生と何やら話し合っていた。

(校長先生)「君たち、どうしたんだ。」

(かずお)「校長先生、僕たち、嘆願書を持ってきました。」

(まつ)「これは、生徒全員の総意です。」

(たいち)「お願いします。」

普段物静かなたいちが校長先生へ嘆願書を渡した。

嘆願書に目を通すと、校長先生は驚いた様子で四人を見渡した。

(校長先生)「これは…。」

校長先生の様子に、他の三人の先生らも嘆願書に目を通す。

(西山先生)「お前たち、教師の目を盗んで…こんなことをしていたのか。」

(川田先生)「あなたたち…こんなことをして…、どうなるか分かっているの。」

(きよし)「先生、僕…。今まで、先生たちの唇を必死で読み取ってきました。何て言っているのか、想像し

て想像して…。答えを間違っことが怖くて、いつも不安でした…。」



(まつ) 「私は…、小さい時からずっと口話で勉強してきました。でも、何を言われているのか、何を勉強しているのか、分からないんです。」

(西山先生) 「それはお前たちの努力が足りないのだ。」

(かずお) 「ちがう。僕たちは努力してきました。僕たちを分かってと努力しないのは…、先生たちの方だ。」

(川田先生) 「…あなたたちの気持ちは分かるわ…。でも、先生たちはあなたたちが社会に出て困らないために、生きる術を教えているのよ。」

校長先生が立ち上がり、静かに口を開いた。

(校長先生) 「…君たちが手話で学びたい気持ちはよく分かった…。しかしね、手話でやりとりしたとしても、社会に一步出たらどうだね。社会に手話分かる人などおらんのだよ。面倒な筆談で会話を試みる者も少ない。聾^{ろう}啞者は、孤独でさびしい生活を送るようになるだろう。しかしね、口話はちがう。唇を読み、発音の訓練をすれば、聾啞者も聞こえる人に近づくことができるのだよ。口話こそが、君たちの幸せにつながる道なのだよ。」

(かずお) 「手話…そんなの…、ちっとも幸せじゃないです…。僕たちは聞こえる人じゃない。ろうあ者は恥ずかしくない。ろうあ者として堂々と生きたいんです。」

校長室には、生徒たちの涙をすすする音だけが響いた。しばらくして、高村先生が沈黙を破った。

(高村先生) 「手話…校長先生、西山先生、川田先生。私は一人の教師です。国民と県民の幸福のために働くことが、私の使命です。この子たちの訴えは、全ての聾児の叫びです。…私は…、完全なる口話主義に異を唱えます。」

生徒たちは、高村先生が自分たちのために手話で校長先生に訴えていることに驚いた。

(西山先生)「…高村先生、私だってただ厳しくしているんじゃない。聾啞者の将来を考え、信念を持って口話を教えているつもりだ。」

(高村先生)「〈手話〉分かっています。しかし、手話を取り上げられ、自分の耳にさえ入らない発音を努力し、苦しい思いをしているこの子たちを、これ以上不幸にさせたくないのです。」

(川田先生)「この子たちだって、今は苦しくとも、必ず幸せになれるわ。そのためだったら、私はどんな努力も惜しまないつもりです。」

(高村先生)「〈手話〉いいえ川田先生、想像してください。一時間中、一つの文章を繰り返して発音練習する苦しみ。何を言っているか分からない学習が、毎日繰り返される苦しみ…。口話が有効な子どもは、せいぜい十人中二、三人でしょう。では残りの七、八人は見捨てるのですか。これは教育ではありません。口話だけでなく、この子たちには手話も必要なんです。この子たちの歩む道を閉ざさないであげてください。どうか…お願いします。」

高村先生は、床に膝をつき、頭を下げた。生徒たちは思わずかけ寄った。

(生徒たち)「…高村先生…」

―数日後

校舎にチャイムが鳴り響き、授業の終わりを告げた。

(まつ)「〈手話〉起立、気をつけ、これで国語の学習を終わります。礼。」



(生徒たち)「手話」ありがとうございました。」

廊下を通り過ぎる高村先生を見つけ、生徒たちはかけ寄った。

(かずお)「手話」高村先生。」

(高村先生)「手話」どうしたの。」

(たいち)「手話」高村先生、ありがとうございました。」

(きよし)「手話」先生が僕たちの後押ししてくれたこと、感謝しています。」

(まつ)「手話」西山先生も、川田先生も、授業の挨拶は手話を認めてくれてます。」

(かずお)「手話」少しずつだけど、自分たちの手で学校が変わって…、毎日が楽しくなってきました。」

高村先生は笑顔でうなずくと、四人を見渡しながら言った。

(高村先生)「手話」いい、みんな。社会の中で聾啞者は少数者です。でも、これから五年後、十年後、いや、もっと先かもしれない。弱者であることを良しとし、少数者であることを誇りに思う世の中がきこえてくる。その日がくるまで、私が倒れたらあなたたちが…、あなたたちが倒れたらあなたたちの子どもが…、この思いを引き継いでいくのよ…。」

—平成二十五年十月八日

全国に先駆け、手話言語条例が鳥取県で制定された。傍聴席には全国のろう者が集まり、条例の制定を共に喜んだ。そこには、あの生徒たちや先生たちの思いが引き継がれている。

この物語は、山本おさむ氏の漫画「わが指のオーケストラ」と、鳥取聾学校卒業生の講話をもとに作成したフィクションです。文章中には、現在には使われない表現等が含まれますが、物語の時代背景や趣旨を伝えるため、そのまま使用していることに留意してください。

【言葉の整理】

言葉	意味
*1 「盲啞学校」	「盲」は視覚障がい、 「啞」は聴覚障がいにより話すことが困難であることを表している。「盲啞学校」は、視覚障がいの子どもたちと聴覚障がいの子どもたちが共に学ぶ学校のこと。
*2 「聾児」	聴覚障がいのある子どもたちのこと。
*3 「聾啞」	「聾」は聞こえないこと、「啞」は話せないことを表し、その二つの漢字を組み合わせて、聴覚障がいを表している。現在は、聞こえにくさと話せないことが必ずしも等しくないことから、「啞」の表現は使わなくなっている。
*3 「聾啞学校」	聾学校（聴覚障がいのある子どもたちが通う特別支援学校）のこと。
*4 「手まね」	手話のこと。
*5 「ろうあ者」「聾啞者」	物語中、生徒たちの言葉では誇りや自分らしさである意味を込めて「ろうあ者」、先生たちの言葉では一般的な意味として「聾啞者」と表している。
*6 「ろう者」	生まれつき又は幼い頃から聴覚障がいがあり、主に手話を使って意思疎通する人。

おひのピーン 「AKASHI」をひかっしおんてみよん

てをとって はばたきあ おう きぼうの うたをか

The first system of the musical score consists of a vocal line on a single staff and a piano accompaniment on two staves. The vocal line begins with a treble clef, a key signature of one flat (B-flat), and a 4/4 time signature. The lyrics are written below the notes. The piano accompaniment features a steady bass line in the left hand and chords in the right hand.

mf

なでながら きぼうの うたをか なでながら

mf

The second system continues the musical score. It includes a vocal line and piano accompaniment. A dynamic marking of *mf* (mezzo-forte) is placed above the vocal line. A crescendo hairpin is shown in the piano accompaniment, leading to another *mf* marking. The piano accompaniment continues with a consistent bass line and chordal accompaniment.

mp dolce. *rit.*

The third system shows the piano accompaniment for the final part of the piece. It includes a dynamic marking of *mp dolce.* (piano mezzo-piano, dolce) and a *rit.* (ritardando) marking. The piano accompaniment features a flowing bass line and a more complex chordal structure in the right hand, ending with a final chord.



C

mf

あなたがいる わたしがいる それだけでいきる あかし

mf

あしたへの ひかりがみえる みどりの かぜがそよくなかで

D

f

あなたがいる わたしがいる それだけでいきる あかし

f

B *p*

ゆ び で か な で る い の ち の こ と ば

p

This system contains the first two lines of music. The top line is a vocal melody in a single staff with lyrics underneath. The bottom two staves are for piano accompaniment, with a grand staff bracket on the left. The piano part includes chords and a bass line. The key signature has one flat (B-flat), and the time signature is 4/4. The first line of music consists of 8 measures.

ゆ う き を こ め て ひ び か せ よ う

This system contains the second two lines of music. It follows the same format as the first system, with a vocal line and piano accompaniment. The piano part continues with chords and a bass line. The second line of music consists of 8 measures.

こ の せ か い に

This system contains the third line of music. The vocal line ends with a long note, and the piano accompaniment continues with chords and a bass line. The third line of music consists of 8 measures.

鳥取聾学校中学部・高等部合同劇「AKASHI〜証〜」テーマソング

『さあ、今』

作詞／竹中 友張
作曲／中井 暁子

劇中で、生徒たちが歌とダンスで表現しているテーマソングです。「仲間とともに困難に立ち向かう勇気」や「手話で語り合う喜び」を歌詞と音楽に込め、鳥取聾学校の先生方が作りました。皆さんも、ぜひ歌ってみましょう。

強い意志を持って

♩. = 74

The piano introduction consists of two staves. The right hand plays a series of chords in a 12/8 time signature, marked with a mezzo-piano (*mp*) dynamic. The left hand plays a simple bass line with eighth notes.

A

The first line of the song features a vocal melody on a treble clef staff and piano accompaniment on a grand staff. The lyrics are: さ あ い ま た ち あ が ろ う い た み を ち か ら に か え て. The piano accompaniment continues with chords and a bass line.

The second line of the song features a vocal melody on a treble clef staff and piano accompaniment on a grand staff. The lyrics are: さ あ い ま あ る き だ そ う な み だ で ひ か り を は な ち. The piano accompaniment continues with chords and a bass line, ending with a crescendo hairpin.

鳥取県手話言語条例（平成25年10月8日制定）

前文

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、[※]障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

※平成26年1月に、日本においても「障害者の権利に関する条約」に批准しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取聾学校について

鳥取聾学校は、聴覚障がいのある幼児児童生徒が通う特別支援学校です。鳥取市の本校には、幼稚部から高等部まで、米子市のひまわり分校には幼稚部から中学部まであります。自宅から本校に通うことが難しい児童生徒は、本校の近くにある鳥取盲学校の寄宿舍で生活しながら通います。

鳥取聾学校 ひまわり分校
(米子市西福原7丁目13番1号)



幼稚部 小学部
中学部



鳥取聾学校
(鳥取市国府町宮下1261番地)



幼稚部 小学部
中学部 高等部

【学校生活について】

幼稚園や小学校、中学校、高等学校と同じ内容や、聴覚障がいに関連する内容などを学習しています。手話や指文字、キューサイン、口話など、一人ひとりに合った方法でコミュニケーションをとり、学校生活を送っています。その中でも手話は、学校全体の共通の言語です。

幼稚部から高等部までの他に支援部があり、0歳からの乳幼児教育相談や、地域の学校に通う聞こえにくい児童生徒への支援を行っています。



乳幼児教育相談



幼稚部



小学部



中学部



高等部 (普通科、生活デザイン科、産業工芸科)

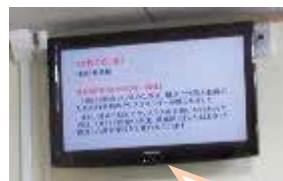


【校内の設備や機器について】

聴覚障がいのある幼児児童生徒が安心安全に学校生活を送るための設備や機器が多くあります。下に挙げたものは一部ですが、学校に申し込んで実際に見学することもできます。



教室や廊下の天井にはライトがあり、火事の際は赤いライト、地震の際はオレンジのライトが光って知らせます。また、足音などを聞き取りにくいいため、曲がり角で人とぶつからないよう、ミラーが付いています。



廊下のモニターは、日々の予定やお知らせを表示する他に、緊急時の情報を知らせる役割もあります。



電池チェッカーで補聴器の電池残量を測り、減ってきたら電池を交換します。聴力測定室で定期的に聴力を測定し、聞こえや補聴器・人工内耳に変化がないかを確認します。



聴力測定室

★関連した内容が載っています。

→「手話ハンドブック入門編」鳥取聾学校児童・生徒の作文、「手話ハンドブック活用編」Q&A コーナー

★鳥取聾学校ホームページ <http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriro-s/>

鳥取聾学校ひまわり分校ホームページ <http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/himawari-s/>

発 行

鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

電話(0857)26-7574 FAX(0857)26-8101

鳥取県教育委員会の手話普及に関する取り組みホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm>